

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する
条例施行規則の一部改正（案）の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのもの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続きの見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県ではこれを踏まえて見直しを進めていくこととしています。

防災危機管理課では、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例施行規則（昭和39年青森県規則第38号。以下「規則」という。）に規定する書面について、押印を不要とするための改正を行います。

2 改正の概要

規則に規定する「災害対策基本法による損害補償支給申請書」について、押印及び押印に代わる署名を不要とするための規定の見直しを行います。

3 今後の予定

公布日：令和3年9月（予定）

施行期日：公布日